

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月26日

住 所 千葉県市川市八幡三丁目3番1号  
事業者名 京成電鉄株式会社  
代表者名 取締役社長 小林 敏也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

2019年度末時点において、1日のご利用者数3,000人以上の駅については58駅中57駅でエレベーター・スロープ等による段差解消を達成しており、残る1駅（菅野駅）についても整備に着手している。また、障害者対応型便所（以下、「多機能トイレ」）についても58駅中53駅で整備済みである。

1日のご利用者数3,000人未満の駅7駅のうち、6駅については段差が解消されておらず、一部の関係自治体より2ルート目のバリアフリールート整備についても求められている。

このような状況を踏まえ、今後、国や関係自治体の支援を前提として、2021年度末までに、3駅においてエレベーター等の段差解消設備を整備、計5駅で多機能トイレを整備する。

また、通勤型車両の各車両1箇所優先席、先頭車両に車いすやベビーカーをご利用いただく方のフリースペースをそれぞれ配置しているが、一部未対応の車両が混在していることから、計画的に代替新造を継続し、新型車両導入の際は、更なる車内環境向上を図るべくバリアフリーガイドラインへの対応を推進する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

旅客支援については、車いすをご利用のお客様が列車乗降する渡り板を全駅に配備しており、引き続き駅係員によるご案内を実施するほか、お客様へのお声掛けを積極的に行い、誰もが利用しやすい環境づくりを推進する。

情報提供については、駅施設や列車運行に関する情報を、よりわかりやすく提供するため、案内設備等の更新・拡充や案内方法の検討に継続して取り組む。

教育訓練については、「盲導犬ユーザー等対応講習」を継続開催し、より多くの職員のスキル向上を図る。また、障害者当事者を交えた教育訓練を実施するほか、駅係員のサービス介助士資格について、未取得者への取得を推進し、取得率100%を目指す。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅の段差解消および障害者対応型便所の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菅野駅 エレベーター、多機能トイレの新設 (2018～2021 年度)</li> <li>・西登戸駅 スロープ、多機能トイレの新設 (2020～2022 年度)</li> <li>・八千代台駅 エレベーターの増設 (2019～2020 年度)</li> <li>・みどり台駅、千葉寺駅、おゆみ野駅 多機能トイレの整備 (2020 年度)</li> </ul>
ホームドアの新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成田空港駅 (2019～2020 年度)</li> </ul>
内方線付き JIS 規格化点状ブロックの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市川真間駅、京成中山駅、京成幕張駅、京成稲毛駅、みどり台駅、西登戸駅、新千葉駅 (2020 年度)</li> </ul>
車両のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両新造 バリアフリーに対応した 3100 形を 2 編成導入 (2020 年度)</li> </ul>

### ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
声かけサポート運動の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを継続的に実施するとともに、係員からの声かけを積極的に実施し、必要に応じて誘導案内等の支援を行う。</li> </ul>

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
行先表示設備(ディスプレイ型)の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堀切菖蒲園駅、志津駅、国府台駅 (2020 年度)</li> </ul>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	・日本盲導犬協会による協力のもと、現場社員・本社社員を対象とした「盲導犬ユーザー等対応講習」を開催する。(2017年度～)
障害者が参画する研修の実施	・障害者団体等に協力を依頼し、駅現業長を対象とした講習会等の実施を検討する。
サービス介助士資格取得の推進	・駅係員を対象に資格取得講座を開催し、新入社員をはじめとした未取得者の資格取得を推進する。(2020年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「声かけサポート運動」を継続実施し、係員からの声かけを強化するとともに、利用者への理解・協力を求めることで、利用しやすい環境整備を図る。</li> <li>・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各所との協議を継続して行う。</li> <li>・2019年度に新たに設置したバリアフリーに関する会議体を通じ、横断的な検討・情報共有、バリアフリー化の進捗確認を図る。</li> </ul>
---

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
八千代台駅	エレベーター1基の増設時期を今年度に変更する。	工事着手後、予期せぬ埋設物が見つかり、工事が長期化したため。

V その他計画に関連する事項

<p>中期的な対応方針に記載された事項については、当社の鉄道事業設備投資計画、中期経営計画に位置付けられている。</p>
--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。